

2025

1月

No.609

か り や

か

り

や



山梨県忍野村「彩飾剣美」

写真提供：田中 勝志 氏

も く じ

新年のご挨拶.....	1	労働者死傷病報告書受付状況.....	15
謹賀新年.....	7	愛知労働局管内死亡災害発生状況.....	16
令和6年度化学物質管理強調月間実施要綱.....	8	愛知県の全産業死亡災害.....	17
愛知労働局長がベストプラクティス企業を訪問しました.....	10	監督署だより.....	18
第83回 全国産業安全衛生大会 in 広島.....	11	衣浦東部保健所コーナー.....	21
労働衛生講習会が開催される.....	13	社会保険労務士が答える企業の労務管理.....	22
令和6年度「労働トラブル防止総合講座」開催.....	14	会員だより.....	23
優良事業所見学会が開催される.....	15	お知らせ.....	24

新年のご挨拶

(一社)刈谷労働基準協会 会長 新家 俊明



新年あけましておめでとうございます。

2025年の新春を会員の皆様とともに迎えることができましたことをお慶び申し上げます。

昨年は、4月9日に創立50周年を迎えることができました。これもひとえに会員各社の皆様のご尽力とご協力、ならびに行政ご当局のご指導、関係諸団体のご支援の賜物と思います。当協会の事業を順調に推進することができましたことに対し、厚く御礼申し上げます。次の50周年に向け新たな一歩を進めてまいりたいと思います。

2024年を振り返りますと、元旦の日に、石川・能登半島では震度7の地震が発生し、さらに復興中の9月には豪雨による甚大な被害をもたらしました。被害に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げます。また台風や地震発生時の私たちの備えを改めて考えるべきと思いました。

今後の私たちの生活に影響を及ぼす、10月の衆議院選挙、11月のアメリカ大統領選挙など、政治局面に大きな変化があり、今後の動向を注視すべきと思います。

また、パリオリンピック・パラリンピックにおける日本人選手のメダルラッシュ、ロサンゼルスドジャースの大谷翔平選手の大活躍が、私たちに明るい話題を提供して頂けたと思います。

2024年の刈谷労働基準監督署管内の労働災害発生状況における労働者死傷病報告件数(休業4日以上)は11月末現在513件となっており、一昨年同月の470件から増加して推移しております。業種別では製造業が最も災害が多く、また経験別では2年未満の未熟練者と20年以上の熟練者の層から災害が多発しています。今後も当協会として、各種説明会や講習会の開催を通じて、労働災害の未然防止に努めてまいります。

愛知県では「安全経営あいち[®]」を推進しています。これは「自律的でポジティブな安全衛生管理を促進し、働く人々の安全・健康確保を通じ、企業、社会のウェルビーイングを実現する」との考え方に基づいています。私たちは、この考え方に賛同し、安心・安全な職場づくりを目指さなければなりません。

最後になりますが、本年も当協会発展のために微力ではございますが、会員各社の皆様のご期待に沿えるよう、精一杯の努力を重ねる所存でございます。引き続き行政ご当局、関係諸団体の皆様には一層のご指導、ご鞭撻、ならびに会員各社の皆様のご支援、ご協力を頂きますようお願い申し上げます。

皆様方のますますのご多幸とご健勝を心より祈念し、年頭の挨拶とさせていただきます。

新春のご挨拶

愛知労働局長 小林 洋子



新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

令和7年の年頭に当たり、愛知労働局の行政運営に対する愛知労働基準協会の皆様の日頃からのご理解とご協力に改めて御礼申し上げますとともに、今年一年の所信の一端を述べさせていただきます。

愛知の労働行政を取り巻く情勢ですが、令和6年10月の有効求人倍率（季節調整値）は1.25倍となっており、基幹産業である自動車関連産業を中心に幅広い産業で回復の動きがあり、求人についても、業種による差異はあるものの、持ち直しの動きが広がりつつあるなど、雇用情勢は改善の基調を維持しています。

ただし、一部の産業によっては、求人の提出を控える動きから、改善の動きが弱まっており、また、最低賃金引上げや社会保険適用拡大による就業調整、エネルギー価格や原材料価格の上昇等、雇用に与える影響について、引き続き動向を注視する必要があるものと認識しています。

本年度、愛知労働局では重点課題として、「最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者の処遇改善」、「リスクリング、労働移動の円滑化等の推進」及び「多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり・就職支援」に取り組んでおります。

「最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者の処遇改善」については、昨年10月1日より、愛知県最低賃金は過去最大50円引上げの時間額1,077円となりました。最低賃金・賃金の引上げは、賃金上昇が消費の活発化に繋がり、それにより企業収益が伸びて更に賃金上がるという好循環の実現を目指すものであるため、引き続き、改正最低賃金額、業務改善助成金、キャリアアップ助成金等各種支援策について、周知等の取組みを図ってまいります。

「リスクリング、労働移動の円滑化等の推進」については、人手不足基調が続く中、労働生産性を上げていくことが不可欠であり、人材育成がより一層重要となります。デジタル分野の公的職業訓練を拡充するとともに、人材開発支援助成金や生産性向上支援訓練の制度の活用促進により、企業の人材育成を支援してまいります。

「多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり・就職支援」については、昨年11月に施行されたフリーランス・事業者間取引適正化等法、本年4月から順次施行される改正育児・介護休業法、改正次世代育成支援対策推進法の周知に努めるとともに、多様な人材の活躍と魅力ある職場づくりに向けて、引き続き、男女間賃金格差の解消や女性の活躍推進、非正規雇用労働者の処遇改善、各種ハラスメント防止対策に取り組んでまいります。

安全で健康に働くことができる環境づくりについては、引き続き、長時間労働の抑制に向けた監督指導の徹底をはかるとともに、事業運営と安全衛生管理を一体的に捉え、生産性等の向上を図るプロセスとリスクアセスメントのプロセスを一体的に行う「安全経営あいち[®]」を推進し、より前向きで、自律した安全衛生管理の推進を支援してまいります。

また、労災補償については、法令、認定基準等に基づき効率的な調査を行い、被災労働者に対する迅速かつ公正な労災保険給付に努めてまいります。

労働保険制度の円滑な運営については、未手続事業一掃対策の推進と適正な労働保険料徴収を推進するとともに、各種手続きが簡単・便利になる電子申請の周知・広報を積極的に展開してまいります。

結びに、本年も多様な課題に適切に対応していく所存ですので、皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、本年が皆様にとってより良い年になるよう祈念いたしまして、年頭のご挨拶といたします。

新春のご挨拶

愛知労働局労働基準部長 高橋嘉寿満



新年あけましておめでとうございます。

貴協会並びに会員事業場の皆様におかれましては、旧年中、愛知労働局の行政運営に格別のご理解とご協力を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

令和7年の年頭に当たり、改めて日頃の労働基準行政へのご理解とご協力に感謝申し上げますとともに、今後の取組について述べさせていただきます。

まず、最低賃金・賃金引上げに向けた中小・小規模企業等支援についてです。

愛知県最低賃金は、過去最高 50 円の引上げにより、昨年 10 月 1 日より時間額 1,077 円となりました。最低賃金の円滑な履行確保を図り、賃金引上げを支援するため、改正最低賃金額を幅広く周知するとともに、業務改善助成金を初めとして、キャリアアップ助成金、「賃金引き上げ特設ページ」、中小企業庁が所管する IT 導入補助金や賃上げ促進税制、公正取引委員会が示す「価格転嫁指針」等、それぞれの事業場が活用しやすいものを選択することができるよう各種支援施策をパッケージで周知し、活用促進を図ってまいります。

次に、安全で健康に働くことができる環境づくりについてです。

長時間労働の抑制に向けた監督指導を徹底し、過重労働による健康障害を防止するとともに、生産性を高めながら労働時間短縮に取り組む企業に寄り添ったきめ細やかな支援を推進してまいります。

また、時間外労働の上限規制の適用が開始された医師、自動車運転者、建設業につきましても、円滑な施行に向けて、労働基準監督署とともに特に中小企業の自主的な取組を促すための集中的な支援等を図ってまいります。

労働災害防止対策につきましては、リスクアセスメントを軸とした自律したポジティブな安全衛生管理の推進・定着に向け取り組んでいるところであります。

生産性等の向上を図る取組による作業の実態把握の中で、併せてリスクアセスメントも行えば、生産性・品質の向上に加え、安全衛生の向上にも資することになります。引き続き、安全衛生管理を経営課題と捉え、事業運営と一体的に管理する経営手法である「安全経営あいち[®]」の普及促進を図るため、「安全経営あいち賛同事業場制度」の運用を通じて、生産性等を高めながら安全性を向上させる支援を行ってまいります。

労働者の健康確保対策につきましては、労働安全衛生法令に基づく健康診断、長時間労働による面接指導、ストレスチェック等の健康確保措置や THP 指針、メンタルヘルス指針等の健康保持増進措置を相互連携して取り組む「労働者の心身の健康確保のための総合的な対策」の周知を図るとともに、危険性・有害性が認められた化学物質、粉じん等について、リスクアセスメントを中核とした、自律的でポジティブな安全衛生管理を促進してまいります。

労災補償行政については、法令、認定基準等に基づき効率的な調査を行い、被災労働者に対する迅速かつ公正な労災保険給付に努めてまいります。

結びに、貴協会並びに会員事業場の皆様の一層のご理解とご支援をお願いしますとともに、本年が皆様にとってより良い年になることを衷心より祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

新春のご挨拶

愛知労働局雇用環境・均等部長 木本 睦子



新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

令和7年の年頭に当たり、愛知労働基準協会の皆様におかれましては、日頃から愛知労働局雇用環境・均等部の行政運営に多大なるご理解とご協力を賜り、改めて御礼を申し上げます。

本年度、雇用環境・均等部では重点課題として「最低賃金・賃金の引き上げに向けた支援、非正規雇用労働者の処遇改善」、「多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり・就職支援」に取り組んでおります。

「最低賃金・賃金の引き上げに向けた支援、非正規雇用労働者の処遇改善」については、昨年10月1日より、愛知県の最低賃金が過去最大の50円引上げの時間額1,077円となりました。賃金の引上げは、政府の最重要課題であり、引き続き、業務改善助成金、キャリアアップ助成金等の支援策により、賃金の引上げを図る中小・小規模事業者の取組を支援してまいります。

また、賃金引き上げの流れを持続的に進めていくためには、労務費を含む適切な価格転嫁を通じた取引の適正化が不可欠であることから、本年2月に開催が予定されている「取引適正化・価格転嫁推進フォーラム」等を通じて、県内の機運醸成を図ってまいります。

非正規雇用労働者に処遇改善については、労働基準監督署と連携し、労働局の組織力を生かして同一労働同一賃金の遵守の徹底に取り組んでまいります。また、人材不足が進む中、同一労働同一賃金に取り組んでおられる企業の求人へつながるよう、同一労働同一賃金の取組状況を求人票に記載いただく等ハローワークとの連携を図るとともに、愛知働き方改革推進支援センター（愛知労働局委託事業）においても、同一労働同一賃金をはじめとする中小企業・小規模事業者の労働環境改善に向けた支援に取り組んでまいります。

「多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり・就職支援」については、昨年11月に施行されたフリーランス・事業者間取引適正化等法、本年4月から順次施行される改正育児・介護休業法、改正次世代育成支援対策推進法の周知に努めてまいります。

フリーランス・事業者間取引適正化等法は、フリーランスの方の取引の適正化と就業環境の整備を図ることを目的としています。今後、企業がフリーランスを活用していくことが見込まれることから、発注者となる事業主やフリーランスの方が法について理解を深めていただけるよう周知を行うとともに、個別のご相談に対しては、関係機関と連携して適切に対応してまいります。

改正育児・介護休業法では、男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や、男性の育児休業取得率の公表義務の対象となる企業規模が1,000人超から300人超へ拡大されます。また、令和7年3月末までの時限立法であった次世代育成支援対策推進法も10年間延長され、育児休業取得状況や労働時間の状況把握、数値目標の設定が義務付けられます。両立支援助成金のご活用も促しながら、改正育児・介護休業法、改正次世代育成支援対策推進法の着実な履行確保を図ってまいります。

また、男女間賃金格差の解消や女性の管理職登用など、一層の女性活躍推進が企業や地域の活力となるよう、働きやすい職場環境の整備やアンコンシャスバイアスの解消などにお取り組みいただくとともに、企業規模にかかわらず各種ハラスメント防止対策が徹底されるよう働きかけを行ってまいります。

結びに、本年も様々な課題に適切に対応していく所存ですので、皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、本年が皆様にとってより佳き年となりますよう祈念いたしまして、年頭のご挨拶といたします。

新春のご挨拶

愛知労働局職業安定部長 林 幹雄



新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

貴協会の皆様方におかれましては、日頃から職業安定行政の推進に格別なご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和7年の念頭にあたり、職業安定行政の本年の取組について述べさせていただきます。

雇用失業情勢については、基幹産業である自動車関連産業を中心に幅広い産業で回復の動きがあるといったことを基本的な背景として、業種による差異はあるものの、雇用の持ち直しの動きが広がりつつありますが、エネルギー価格や原材料価格の上昇などが雇用に影響を及ぼし得ることから、これらの状況について、引き続き注意する必要があると認識しております。

また、生産年齢人口が減少する中、多くの業種において人材確保が困難な状況が続き、特に中小企業では人手不足感が深刻化しています。そのため、ハローワークは、求人者・求職者支援の強化により地域のマッチングを進めてまいります。

具体的には、企業に対しては求人条件緩和の提案にとどまらず企業や業界の魅力をともに発信し、人材確保を支援してまいります。また、求職者に対しては多様なニーズに柔軟に対応するため、担当者を決めて職業相談を行うなどきめ細やかな支援に努めてまいります。

さらに、ハローワークの利便性を向上するため、スマートフォンやパソコンを使うことでハローワークに来所していただかなくても求人申し込みを行ったり、求人票の閲覧、オンライン職業相談を行ったりするなど、オンラインによるサービスの提供を一層推進してまいります。

公的職業訓練については、地域や産業界の人材ニーズや求職者の訓練ニーズを踏まえ、人手不足が深刻な分野や成長が見込まれる分野、特にデジタル分野における人材育成に重点を置いた訓練を計画し実施してまいります。また、「人への投資」の促進、「三位一体の労働市場改革」を進めるため、引き続き、人材開発支援助成金の活用促進を図ってまいります。加えて、助成金の活用促進にあたって、在職者訓練や生産性向上支援訓練の制度周知を併せて行うことにより、企業の人材育成を支援してまいります。

県内における障害者雇用は、企業における理解と障害者自身の自立意識の高まりにより着実に進んでいるものの、愛知の障害者雇用率は、未だ法定雇用率はもとより全国の実雇用率を下回っている状況であります。

予定されている除外率の引き下げ、法定雇用率の引き上げにより、未達成企業のみならず、今後、不足が見込まれる企業に対しても、関係機関と連携しながら障害者雇用の支援を実施していきます。

外国人雇用対策については、人手不足への対応として、技能実習制度に変わる新たな制度として育成就労制度の導入が決定し、今後、外国人労働者のさらなる活躍が見込まれるため、外国人労働者に係る労働市場にも注視しつつ、ハローワークでの留学生等への支援も含め、外国人材の活用など適切な職業紹介等の業務を実施してまいります。

本年も多様な課題に対して適切に対応していく所存ですので、皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本年が皆様にとってより良い年になるよう祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。

新春のご挨拶

刈谷労働基準監督署 署長 佐野 晃



新年あけましておめでとうございます。

一般社団法人刈谷労働基準協会並びに会員事業場の皆様には、旧年中、当署の業務に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、貴協会におかれましては、昨年は節目となる創立 50 周年を迎えられ、盛大な記念式典が執り行われるとともに、労働基準行政や労働基準協会の事業に貢献された多くの方々が表彰されました。皆様方の活動に対し改めて感謝申し上げますとともに、貴協会の持続的な事業運営に加え、次なるステージ

へ向けての更なる飛躍を期待しています。

さて、令和 6 年 4 月から、これまで適用が猶予されていた事業又は業務（建設業、自動車運転者及び医師）に対して、時間外労働の上限規制の適用が開始されました。当署としましても、業界団体や関係行政機関と連携を図りながら、法の円滑な施行と定着に向けて、きめ細やかな企業支援と監督指導を行ってまいりますので、引き続きのご理解とご協力をお願いします。

最低賃金につきましては、昨年 10 月 1 日に愛知県最低賃金が改正されました。過去最大の 50 円の引き上げで、時間額 1,077 円となりました。中小企業・小規模事業者の皆様に対しては、業務改善助成金などによる支援策も案内しているところです。この助成金は、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げるとともに、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、要した費用の一部を助成するというものですので、ぜひご活用いただくようお願いします。

当署管内の労働災害の発生状況につきましては、昨年 11 月末日現在の速報値では、休業 4 日以上 の死傷者数（新型コロナウイルス感染症を除く）が 455 人と、前年同期より 55 人増加しています。また、死亡災害については、残念ながら 1 件発生しています。重篤な労働災害の撲滅と労働災害の減少を目指し、愛知労働局では、自律的でポジティブな安全衛生管理の促進を図るため、安全管理を経営課題と捉える「安全経営あいち[®]」を提唱し、「安全経営あいち賛同事業場制度」を運用していますので、この機会にぜひご賛同いただき、企業価値向上の一助としていただけたらと思います。当署としましても、引き続き、労働者が安全で健康に働くことができる環境整備のため、より一層の支援を行っていくこととします。

労災補償業務につきましては、法令、認定基準等に基づいた事務処理を徹底し、迅速かつ適正に必要な保険給付を図り、被災された労働者の方々等に対する保護を図ってまいります。

結びに、本年が皆様方にとって明るい年となりますよう、また、貴協会並びに会員事業場の皆様の繁栄を心よりご祈念申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

謹 賀 新 年

【刈谷労働基準監督署】

署 長 佐野 晃

副 署 長 松尾 鏡子

職員 一同

【一般社団法人 刈谷労働基準協会】

会 長 新家 俊明 (株)ジェイテクト

副 会 長 近藤 智義 (株)近藤組

〃 岡田 潤 (株)DAPAC

〃 神谷 直樹 (株)マキタ

〃 神谷 弘恵 高浜共立運輸(株)

〃 杉浦 敏夫 スギ製菓(株)

専 務 理 事 渡辺 秀博 (一社)刈谷労働基準協会

理 事 南部 久典 (株)豊田自動織機

〃 棚橋 昭 (株)デンソー

〃 平野 元彦 (株)アイシン

〃 加藤 幹雄 トヨタ車体(株)

〃 鶴田 久人 トヨタ紡織(株)

〃 長谷 由廣 中央精機(株)

〃 奥野 櫻子 奥野機材(株)

〃 石神 巖 小林クリエイト(株)

〃 鳥山 英行 アスカ(株)

理 事 杉浦 朋之 津田工業(株)

〃 栗田 智 倉敷紡績(株) 安城工場

〃 安藤 茂則 カリツー(株)

〃 高橋 英明 (株)イノアックコーポレーション 安城事業所

〃 中根 正喜 中一建設工業(株)

〃 伊藤 淳 フタバ産業(株) 知立工場

〃 田中 宏司 黒金化成(株) テクニカルセンター

〃 内藤 大介 エヌティーテクノ(株)

〃 奥野伸一郎 奥野工業(株)

〃 磯貝 政博 春日運送(株)

〃 坂 充貴 (株)JERA 碧南火力発電所

〃 鈴木 泰博 クロタ精工(株)

〃 蜷川 洋一 日東醸造(株)

〃 鳥居 慶輔 寿金属工業(株) 碧南工場

監 事 山本 誠 サンエイ(株)

〃 稲村 重信 愛三工業(株) 安城工場

令和6年度化学物質管理強調月間実施要綱

1. 趣旨

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれる。また、化学物質による休業4日以上労働災害(がん等の遅発性疾病を除く。)のうち、特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第39号)等の特別規則による規制の対象となっていない物質に起因するものが多数を占めている。

これらを踏まえ、特別規則による規制の対象となっていない物質への対策の強化を主眼とし、国によるばく露の上限となる基準等の制定、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みの整備・拡充を前提として、事業者が、危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入したところである。

こうした規制の対象となる化学物質(リスクアセスメント対象物)は順次拡大され、令和8年4月から約2900物質が規制対象となるが、これに伴い、対策を講ずべき事業場の範囲が、従来の製造業中心から第三次産業を含めた幅広い業種に大幅に拡大する。また、業種・規模に関わらず、リスクアセスメント対象物を製造、取扱い等を行う全ての事業場において、化学物質管理者を選任し、化学物質を管理させる必要があり、化学物質管理の知見が十分でない第三次産業の事業場や中小零細事業場に対しても、新たな化学物質規制を広く浸透させる取組が重要となる。

また、国際的には、「化学物質に関するグローバル枠組み(GFC)―化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ」(第5回国際化学物質管理会議採択)において、多様な分野(環境、経済、社会、保健、農業、労働等)における多様な主体(政府、政府間組織、市民社会、産業界、学术界等)によるライフサイクル(製造から製品への使用等を経て廃棄まで)を通じた化学物質管理が求められていることから、国内の化学物質管理において関係省庁が連携し相乗効果を高めていくことが必要である。

このような背景を踏まえ、厚生労働省は、経済産業省、環境省等の関係行政機関、災害防止団体等安全衛生関係団体、労働団体や事業者団体等の幅広い協力を得て、令和6年度化学物質管理強調月間を、以下のスローガンの下で展開することにより、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることとする。

正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう

2. 期間

2月1日から2月28日までとする。

3. 実施体制

(1) 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

(2) 協力連携者

経済産業省、環境省

(3) 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

(4) 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

(5) 実施者

各事業者

4. 実施事項

(1) 主唱者・協力連携者・協賛者

(ア) 化学物質管理に係る啓発

化学物質管理の知見が十分でない第三次産業や中小零細事業場を重点として、化学物質管理を広く浸透させることを目的とした周知啓発活動の実施

(イ) 化学物質に関する説明会等の開催

化学物質に関する法令や対策等に係る、化学物質管理に取り組む事業者向けの説明会等の開催

(ウ) 「化学物質と環境に関する政策対話」等の実施による情報共有及び意思疎通

(エ) 化学物質アドバイザー等を活用した普及啓発

(オ) 化学物質管理に係る広報資料等の作成、配布

(カ) 雑誌等を通じた広報

(キ) 事業者の実施事項についての指導援助

(ク) その他「化学物質管理強調月間」にふさわしい行事等の実施

(ケ) (ア)～(ク)の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力の依頼

(2) 実施者

(ア) 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全データシート（以下「SDS」という。）等による危険有害性等の確認

(イ) 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底

(ウ) ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施等

a 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・SDS交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・SDS交付等の状況の確認

b SDS等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施

c ラベル・SDSの内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施

d 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進

e 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具の使用や、汚染時の洗浄を含む、化学物質の取扱上の注意事項の確認

f 特殊健康診断等による健康管理の徹底

g 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底

h 金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の徹底

(エ) 化学物質管理者の選任状況の確認

(オ) 日常の化学物質管理の総点検

(カ) 事業者又は化学物質管理者による職場巡視

(キ) スローガン等の掲示

スローガンは、必要に応じて以下より選択

・正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう

・危険知り 管理を徹底化学物質 みんなで守れ安心職場

・目に見えないからこそ実施しよう 化学物質のリスクアセスメント

・化学物質に潜む危険 知って対策 慣れた作業も総点検

(ク) 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施

(ケ) 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施

愛知労働局長がベストプラクティス企業を訪問しました

愛知労働局

愛知労働局では、令和6年11月22日、小林洋子局長が住友理工株式会社 小牧本社・製作所を訪問しました。

住友理工株式会社は、1929年に三重県四日市市で創業し、1964年に小牧市に本社を移転しました。自動車用防振ゴムで世界トップシェア、自動車用ホースで国内トップシェア（同社調べ）の高機能ゴム・樹脂製造企業です。



冒頭、清水 和志代表取締役・執行役員社長から「就任当初は残業がたくさんあり、職場を変えていけないと優秀な人が入ってこないとの思いのもと、様々な仕掛けをしている。」との御挨拶があり、その後、資料を用いて同社の取組に関する説明がありました。

同社では、「生き生き5活動」と銘打って、時間外労働の削減や年次有給休暇の取得促進などを通じた働きやすさの向上だけでなく、育児・介護に関する各種研修や職場支援を通じて働きがいの向上にも力を入れています。

また、事業所内託児所「コアラボっけ」を開設しており、20時30分までの延長保育にも対応するなど、社員が安心して働ける環境づくりに努めています。

その後、令和6年11月にリニューアルしたばかりの健康支援センターや防振工場、さらには社員みずからが提案・企画して改装された工場内の休憩室なども視察しました。

また、本年4月から、トラックドライバー等にも時間外・休日労働の上限規制が適用されていることへの対策として、定期ルートの見直しや荷卸し時の待機所の設置などに取り組んでいるとのことでした。

最後に、小林局長は「勤務間インターバルの実施に際して社員への周知を丁寧に時間をかけて行うなど、基本的なこと、地道なことをしっかりとやられているという印象を受けた。また、安全衛生についても、ヒヤリハットの段階ですぐに吸い上げて対応されていることが重篤な災害の防止につながっていると感じた。」と感想を述べました。



第83回 全国産業安全衛生大会 in 広島

2024年11月13日(水)～15日(金)の3日間にわたり、国内最大の安全衛生大会として全国各地から9,100人を超える労働安全衛生の関係者が一堂に会し、全国産業安全衛生大会が広島にて盛大に執り行われました。

初日は総合集會が行われ、開會式では、中災防副会長の山崎聡志氏（愛知県労働基準協会会長）の開會の辞に続き、中災防会長の十倉雅和氏（経団連会長）の大会式時（ビデオメッセージ）、続いて厚生労働大臣（代読）、スポーツ庁長官（ビデオ）、広島県知事（代読）、広島市長（代読）の祝辞と広島県労働基準協会会長による挨拶が行われました。

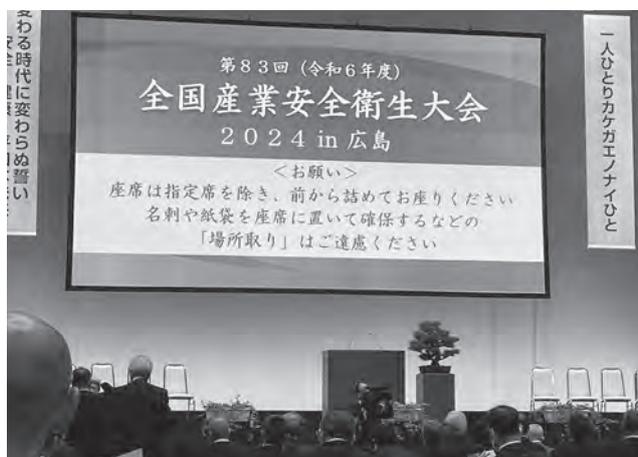
その後、各表彰（中災防会長賞、顕功賞、緑十字賞）が行われ、中災防副会長の秦章夫氏（大阪労働基準連合会会長）が大会宣言を朗読し、採択されました。

休憩を挟んで、厚生労働省労働基準局安全衛生部長の井内 努氏による「労働安全衛生行政の動向」と題した講演、Deportare Partners 代表 / 元陸上選手の為末 大氏による「熟達しつづけるために」と題した講演が行われ、プログラムを終了しました。

2日目、3日目は3会場に分かれて分科会毎に、特別報告、研究発表、講演・シンポジウム等が行われました。

3日目の安全管理活動分科会では、広島市文化交流会館にて、サンエイ株式会社の安井悠氏による発表がありました。

「交通安全対策を健康支援につなげる新しい健康経営のカタチ」と題し、従業員の高齢化に伴う健康問題、また社会問題となっている大型車両運転者の健康状態に起因する重大事故に対し、交通安全対策の観点に健康支援をつなげるという内容です。



大会宣言

我が国の労働災害は、関係者の努力により、長期的に減少しており、昨年の全産業における死亡者数は過去最少となった。しかし、休業4日以上 の死傷災害については、第三次産業を中心に増加し続けており、昨年は約 十三万五千人にのぼっている。その社会的・経済的損失は膨大なものである。少子高齢化、人口減少社会が進み、人手不足の問題がますます顕著になる中で、高齢者や女性など多様な人材が安心して働くことができる環境を 醸成していくことが求められている。そのような中で、転倒などの行動災害 やメンタルヘルスマス不調の増加、働き方の多様化がもたらす影響を注視して いく必要がある。

そして、将来の予測の困難な現代において、安全衛生活動を推進し、諸 課題を克服していくためには、AIをはじめとするデジタル技術や産業現 場に柔軟に取り入れ、複雑化する更なる労働環境と価値の多様化に対応するこ とが必要となる。また、本年4月に全面施行された化学物質の自律的管理 に関する取り組は、その浸透はまだまだ道半ばであり、すべての事業場で 継続的に行われるべき課題である。

労働災害のない、安心して働く職場環境を具現することは、全ての働 く人、全ての国民の願いである。そのために、関 事業者、労働者等全ての 関係者が、第十四次労働災害防止計画に掲げられた重点事項を確実に実 施することが重要である。

本大会は、企業のみならずには業種の垣根を越えて、全国の関係者の参集 の下、最新の情報を共有し、学び、交流する「知恵の貸し借り」の場であ る。この広島の地で開催される本大会において、労働災害による犠牲者を これ以上出さないという決意を新たに、関係者が、丸となって取り組むこ とを誓う。

右、宣言する。

令和六年十一月十三日

第八十三回全国産業安全衛生大会



安井 悠氏

交通事故撲滅に取り組みつつ、従業員の健康状態の把握にも取り組み、従業員、その家族から感謝された内容に会場内の参加者は興味深く聴講されている様子でした。

また、高齢者に向けた運転適性検査、睡眠時無呼吸症候群による健康問題について、産業医、保健師がフォローを行い、企業としても検査費用を負担する等、手厚い支援を行っていることに会場からは関心の声が上がっていました。

本内容は昨今国内で起きている交通事故の未然防止として大変参考にある取り組みとなっています。ご興味のある方は協会までご連絡ください。

同時開催として、国内最大級の安全衛生保護具・機械などの展示会「緑十字展 2024—働く人の安心づくりフェア in 広島—」が広島県立広島産業会館で行われました。

来年の第84回全国産業安全衛生大会は、大阪市にあるインテックス大阪にて9月10日(水)から12日(金)までの予定で開催されます。



広島市文化交流会館 大宴会場

第84回
全国産業安全衛生大会
IN 大阪
近畿
大阪

共ニ築「J」安全・健康一人ひとりが輝く未来

開催期間 令和7年 9月10日(水) 12日(金)

会場 インテックス大阪・ATCホール (大阪府大阪市)

同時開催 緑十字展2025 インテックス大阪

研究[事例]発表 募集中!
応募締切日 ▶ 令和7年1月6日(月)

中災防HPで募集要項をよくご確認の上、専用の応募フォームからご応募ください。
<https://www.jisha.or.jp/taikai/2025/>

中央労働災害防止協会 教育社労災推進部 イベント事業課
TEL: 03-3452-6402 <https://www.jisha.or.jp/taikai/2025/>

主催 中央労働災害防止協会 協賛 公益社団法人労働衛生推進協会・公益法人アソシエーション労働衛生協会(財団法人)
協賛 各都道府県労働安全衛生協会(財団法人)ほか

全ての働く人々に安全・健康を - Safe Work, Safe Life -
JISHA 中災防
Japan Industrial Safety & Health Association

年末年始は
たっぷり休んで
リフレッシュ!

Refresh!
もっと自分らしい
働き方
休み方

年次有給休暇を上手に活用し
働き方・休み方を見直しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

働き方・休み方改善ポータルサイト
<https://work-to-loliday.mhlw.go.jp/>

年次有給休暇
活用サイト

年次有給休暇取得促進特設サイト

労働衛生講習会が開催される

昨年12月11日(水)に「労働衛生講習会」を刈谷労働基準監督署 後援の下、あいち産業科学技術総合センター 交流ホールにて112名が参加して開催されました。



杉浦衛生部会長

はじめに、スギ製菓(株)の杉浦衛生部会長の挨拶のあと、刈谷労働基準監督署の松尾副署長から次のように挨拶がありました。

令和6年11月現在の刈谷労働基準監督署内の労働災害発生状況は、休業4日以上死傷者数は(新型コロナウイルス感染症を除く)455人、死亡者数は1人と厳しい状況であり、有害物との接触による休業4日以上災害は3件発生している。化学物質を起因物とする労働災害は国



全体で年間約500件発生しており、そのうちの約8割は、特定化学物質障害予防規則等個別規制の対象外の化学物質による災害となっている。刈谷労働基準監督署 松尾副署長
その対応として、リスク評価の上、対策を講じる自律的な化学物質管理の推進をお願いされました。



刈谷労働基準監督署
藤枝安全専門官

講習では、刈谷労働基準監督署 藤枝安全専門官より、「労働衛生管理について」と題した説明で、基本的な労働衛生管理として、何もしなければ健康被害への影響は免れず、労働衛生の3管理(作業環境管理、作業管理、健康管理)を確実に実施することが必要とした上で、SDSの活用や皮膚障害等防止のための保護具の選定と着用管理責任者の選任について説明されました。

また、死傷病報告書の電子申請への対応と、安全経営あいち推進大会(2025年1月27日開催)への参加をお願いされました。

続いて、愛知産業保健総合支援センター メンタルヘルス対策・両立支援促進員で精神保健福祉士・公認心理師の吉田ゆり氏より「70分で学ぶメンタルヘルス対策の実践ガイド～職場環境改善のステップ」と題して、先ず、メンタルヘルスの取組みが進んでいない企業の割合とその理由や、仕事上の不安・ストレスを抱える人の割合とその内容を話されました。次に、メンタルヘルス対策に取り組む手順やメンタルが不調で休む人が少ない職場の特徴の説明したのち、ストレスチェック制度の導入から運用について、実施の体制、受験者への通知とその後の医師との面談対応、職場の環境改善までのステップやストレスチェック実施上の留意事項など解説されました。



吉田ゆり氏

ストレスチェックは、50人未満の労働者を使用する事業者に対して現状努力義務となっているが、今後の実施義務化対応を見据えて衛生推進者を選任し対応することが望ましいと話されました。

最後に、愛知産業保健総合支援センターでは、メンタルヘルスや産業保健に関する無料相談、個別出張講習などに対応しているので、必要であれば活用して欲しいとお願いされました。

尚、当日配布した資料が必要な場合は、刈谷労働基準協会までお問い合わせ下さい。

令和6年度「労働トラブル防止総合講座」開催

第4回講演テーマ

「就業規則の遵守と懲戒処分について」

愛知県下各労働基準協会は、「令和6年度 労働トラブル防止総合講座」を開催しています。今年度は、『労働トラブルとなりやすい“5つの事例”への適正な対応について』を総括テーマに、5つの労働重大課題の対策を5人の労働専門弁護士が解説します。

本講座は会場における対面受講のほか、インターネット受講にも対応しています。インターネット受講では、各自ダウンロードした資料とともに当日の講演を撮影した映像で各自受講します。



渡辺専務理事

さる12月6日に開催した第4回は「就業規則の遵守と懲戒処分について」と題し、那須・岩崎法律事務所 岩崎友就弁護士が講演を行いました。当日は、愛知県内企業の労務人事・安全衛生管理者・担当者などインターネット受講と合わせ、約50名が受講しました。

講座では、はじめに愛知県下各労働基準協会を代表し(一社)刈谷労働基準協会 渡辺秀博専務理事が開会挨拶を行い、続いて岩崎弁護士より「就業規則と懲戒処分」「懲戒処分の進め方」「懲戒事由ごとの対応策」「その他の就業規則見直しのポイント」について、それぞれ解説が行われました。



岩崎弁護士

次回「労働トラブル防止総合講座」の予定は以下のとおりです。

■第5回■

令和7年2月21日

庄司法律事務所 所長

庄司俊哉弁護士

「労働災害の防止と

安全配慮義務について」

各回とも、会場は当協会大会議室、午後1時半から4時半。会員6900円、一般9130円。対面受講が終了している回もインターネット受講が可能です。

お問い合わせ・お申し込みは、実施機関(一社)名北労働基準協会 総合受付(電話052-961-1666)もしくはホームページをご覧ください。



令和6年度第4回『労働トラブル防止総合講座』

優良事業所見学会が開催される

知立支部

知立支部では、12月5日(木)に優良工場見学会を開催し、26名の参加者ととも愛知県を代表する酒蔵として名高い、関谷醸造(株)・ほうらいせん吟醸工房(豊田市)を訪問しました。

吟醸工房では伝統の技に新しい技術を加えた酒造りについて説明があり、良いお酒のためには丁寧かつ正確な作業や、蔵人のチームワークが重要とお話を聞くことができました。

今回、5年ぶりの開催となりましたが、実際に作業工程順に説明を受けながら酒造りに対する思い、酒造技術等の拘りを見て学ぶことができました。

いいものを作るための「拘り」は全事業者に通じるものがあり、参加した経営者の皆様にとって大きな刺激となったことから、大変有用な見学会を開催することができました。



工房入口での集合写真



説明を受ける参加者の皆様

令和6年発生 労働者死傷病報告書受付状況 (令和6年11月末日現在)

刈谷労働基準監督署

	今月件数		累 計		前年同期		対前年増減数			今月件数		累 計		前年同期		対前年増減数	
	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡		休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡
製 造 業 計	15	(1)	182	(1)	162		+20	+1	建 設 業 計	5		38		32		+6	
食 料 品	1		38		39		-1		土 木	1		6		10		-4	
織 維			2		4		-2		建 築	4		20		12		+8	
木材・木製品			1		1				そ の 他			12		10		+2	
製紙・印刷	2		4		3		+1		交通・運輸業	6		48		46		+2	
化 学			13		8		+5		陸上貨物業			6		5		+1	
窯業・土石	1	(1)	10	(1)	4		+6	+1	港湾荷役業			1				+1	
鉄鋼・非鉄			11		10		+1		商 業	5		51		51			
金属製品	4		34		34				接客・娯楽業	2		25		27		-2	
一般機械	2		18		8		+10		清 掃 業			16		21		-5	
電気機械	1		2		3		-1										
輸送用機械	4		40		39		+1		そ の 他	31		146		126		+20	
その他製造			9		9				合 計	64	(1)	513	(1)	470		+43	+1

※本統計は令和6年11月末日までの労働者死傷病報告(休業4日以上)の受付件数で集計しています。

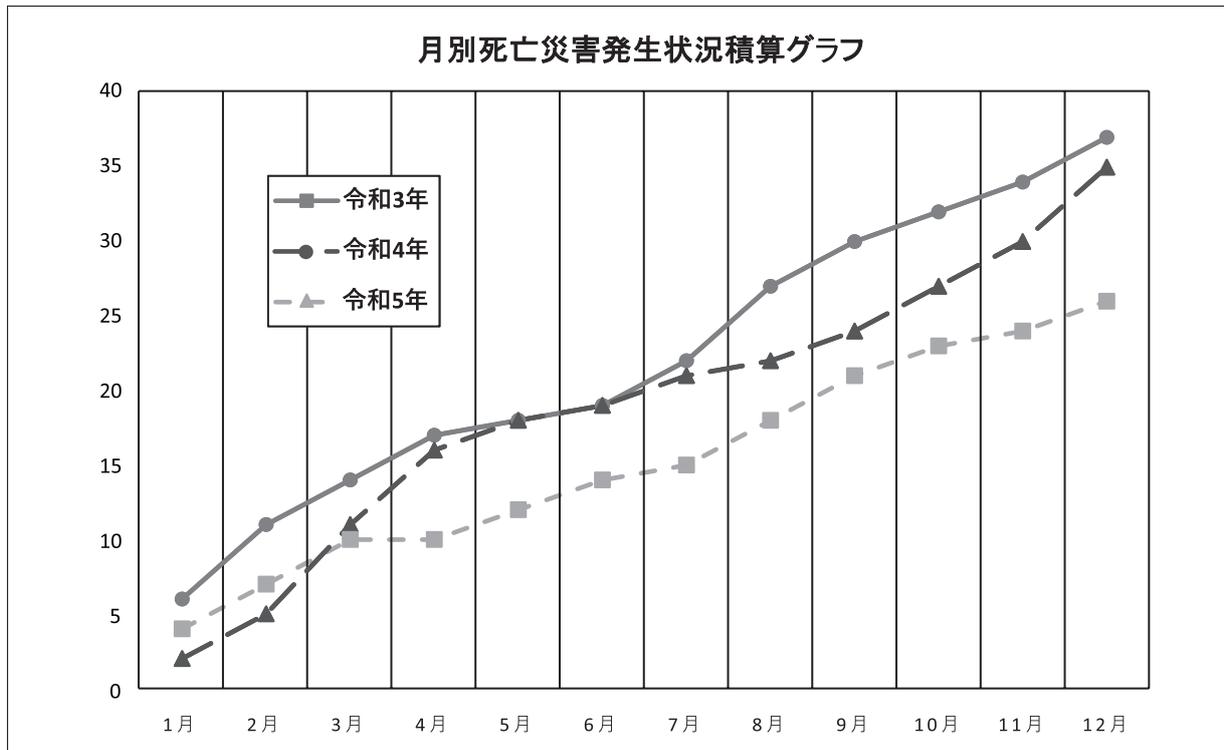
※()内は死亡者数で内数で表しております。

愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和6年12月6日現在の速報値）

愛知労働局

業種		年別	令和5年（速報値）	令和4年同時期（速報値）	令和4年確定値
製 造 業	製 造 業		8	8（2）	8（2）
	食 料 品 製 造 業			1	1
	化 学 工 業				
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属		3	1（1）	1（1）
	金 属 製 品			2	2
	一 般 ・ 電 気 ・ 輸 送 用			3	3
	そ の 他		5	1（1）	1（1）
建 設 業	建 設 業		6（1）	12	12
	土 木 工 事 業			4	4
	建 築 工 事 業		6（1）	6	6
	そ の 他			2	2
陸 上 貨 物 運 送 事 業			10（3）	4	4
商 業	商 業		4（2）	2（1）	2（1）
	卸 売 業		2	2（1）	2（1）
	小 売 業		2（2）		
	そ の 他				
清 掃 ・ と 畜 業			4		
上 記 以 外 の 事 業			3（1）	11（4）	11（4）
合 計			35（7）	37（7）	37（7）

※（ ）内は交通事故による死亡者数で内数である。

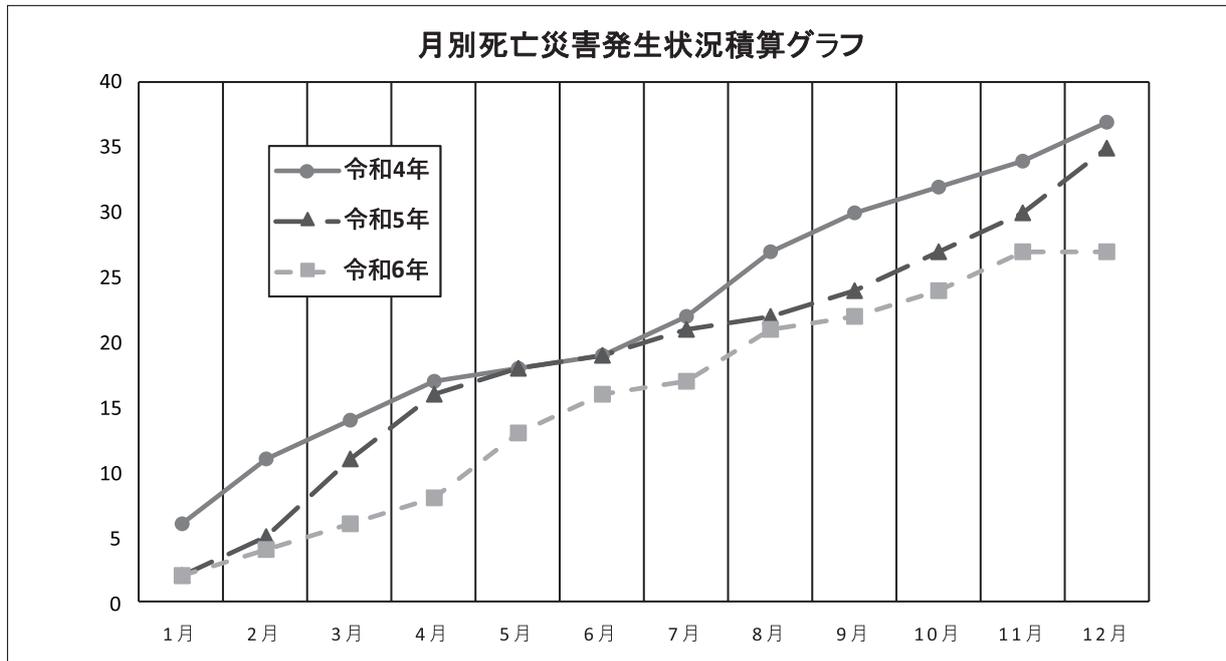


愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和6年12月6日現在の速報値）

愛知労働局

業種	年別	令和6年速報値	令和5年同時期（速報値）	令和5年確定値
製 造	造 業	6（1）	8	8
	食 料 品 製 造 業			
	化 学 工 業			
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属		3	3
	金 属 製 品	1		
	一 般 ・ 電 気 ・ 輸 送 用	2（1）		
	そ の 他	3	5	5
建 設	建 設 業	7（2）	3（1）	6（1）
	土 木 工 事 業			
	建 築 工 事 業	4	3（1）	6（1）
	そ の 他	3（2）		
陸 上 貨 物 運 送 事 業		2	8（2）	10（3）
商 業	商 業	7（6）	3（1）	4（2）
	卸 売 業		2	2
	小 売 業	6（5）	1（1）	2（2）
	そ の 他	1（1）		
清 掃 ・ と 畜 業		2	4	4
上 記 以 外 の 事 業		3（1）	2（1）	3（1）
合 計		27（10）	28（5）	35（7）

※（ ）内は交通事故による死亡者数で内数である。



愛知県の全産業死亡災害

（令和6年12月3日現在）

愛知労働局

発生月 発生時間	業 種	労働者数	被災者 職 名	年 令	経 験	事故の型	起因物	災 害 状 況
R6.11.16. 16：00	清掃・ と畜業	9名以下	作業員	60代	15年	激突され	移動式クレーン	事業場内において、アタッチメントを付け替えたドラグ・ショベルで金属スクラップを取り扱っていたところ、旋回範囲内に立ち入った被災者が、ドラグショベルの旋回に伴い荷等の激突をうけ、頭部を受傷したもの。
R6.11.29. 16：00	窯業土石 製品製造業	9名以下	業務部長	50代	13年	爆発	可燃性のガス	瓦の焼成状況等を確認するため、シャトルキルン（焼成炉）に近づいたところ、突然爆発したもの。 炉内にLPガスが充満した状態で、点火ボタンを押したため引火、爆発したものと推定される。

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が 2024年11月1日に施行されました。

刈谷労働基準監督署

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス・事業者間取引適正化等法）が令和6年11月1日に施行されました。

個人で働くフリーランスに業務委託を行う発注事業者に対し、業務委託をした際の取引条件の明示、給付を受領した日から原則60日以内での報酬支払、ハラスメント対策のための体制整備等が義務付けられます。法の取引の適正化に係る規定については主に公正取引委員会及び中小企業庁が、就業環境の整備に係る規定については主に厚生労働省がそれぞれ執行を担います。

詳しくは、次頁のリーフレットを参照ください。

フリーランスであっても、働き方によっては「労働者」に当たる可能性があります。

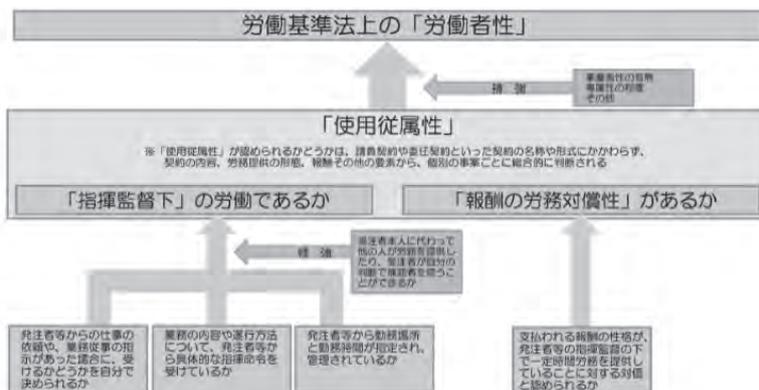
労働基準法第9条では、「労働者」を「事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう」と規定しています。労働基準法の「労働者」に当たるか否か、すなわち「労働者性」は、この規定に基づき、以下の2つの基準で判断されます。

- 労働が他人の指揮監督下において行われているかどうか、すなわち、他人に従属して労務を提供しているかどうか
- 報酬が、「指揮監督下における労働」の対価として支払われているかどうか

この2つの基準を総称して「使用従属性」と呼びます。

「使用従属性」が認められるかどうかは、請負契約や委任契約といった契約の形式や名称にかかわらず、契約の内容、労務提供の形態、報酬その他の要素から、個別の事案ごとに総合的に判断されます。この具体的な判断基準は、労働基準法研究会報告（労働基準法の「労働者」の判断基準について）（昭和60年12月19日）において、以下のように整理されています。

- 1 「使用従属性」に関する判断基準
 - (1) 「指揮監督下の労働」であること
 - ア 仕事の依頼、業務従事の指示等に対する諾否の自由の有無
 - イ 業務遂行上の指揮監督の有無
 - ウ 拘束性の有無
 - エ 代替性の有無（指揮監督関係を補強する要素）
 - (2) 「報酬の労務対償性」があること
- 2 「労働者性」の判断を補強する要素
 - (1) 事業者性の有無
 - (2) 専属性の程度
 - (3) その他（選考過程、源泉徴収、服務規律の適用、福利厚生等の適用等）



フリーランスの取引に関する 新しい法律が11月にスタート！

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が
2024年11月1日に施行されます。

法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

- ①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化 と
 - ②フリーランスの方の就業環境の整備
- を図ることを目的としています。

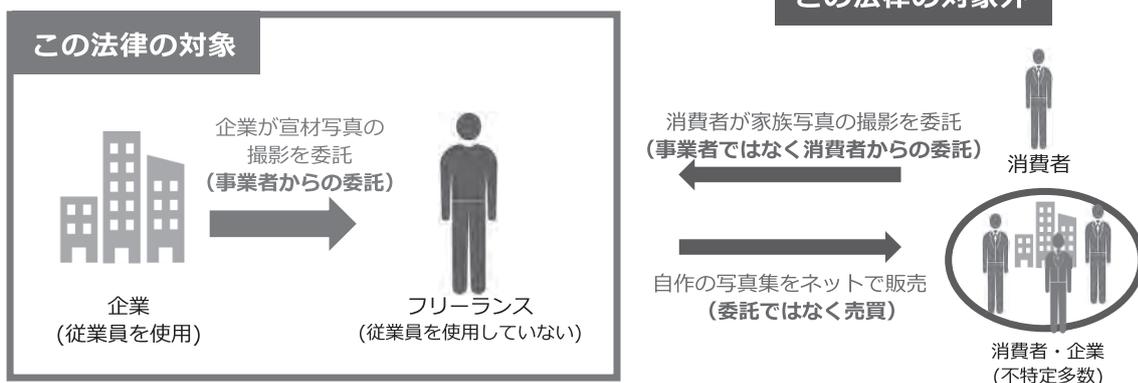
法律の適用対象

発注事業者からフリーランスへの「業務委託」（事業者間取引）

フリーランス	業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
発注事業者	フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

※ 一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」方も含まれる場合がありますが、これらの方はこの法律における「フリーランス」にはあたりません。

例：フリーランスとして働くカメラマンの場合



- この法律上は、フリーランスは「特定受託事業者」、発注事業者は「特定業務委託事業者」「業務委託事業者」とされていますが、このリーフレットでは伝わりやすさを優先し、それぞれ「フリーランス」、「発注事業者」と表現しています。
- 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まれません。具体的には、「週労働20時間以上かつ31日以上の雇用が見込まれる者」が「従業員」にあたります。
- 特定の事業者との関係で従業員として雇用されている個人が、副業で行う事業について、事業者として他の事業者から業務委託を受けている場合には、この法律における「フリーランス」にあたります。
- なお、契約名称が「業務委託」であっても、働き方の実態として労働者である場合は、この法律は適用されず、労働基準法等の労働関係法令が適用されます。

内閣官房
Cabinet Secretariat

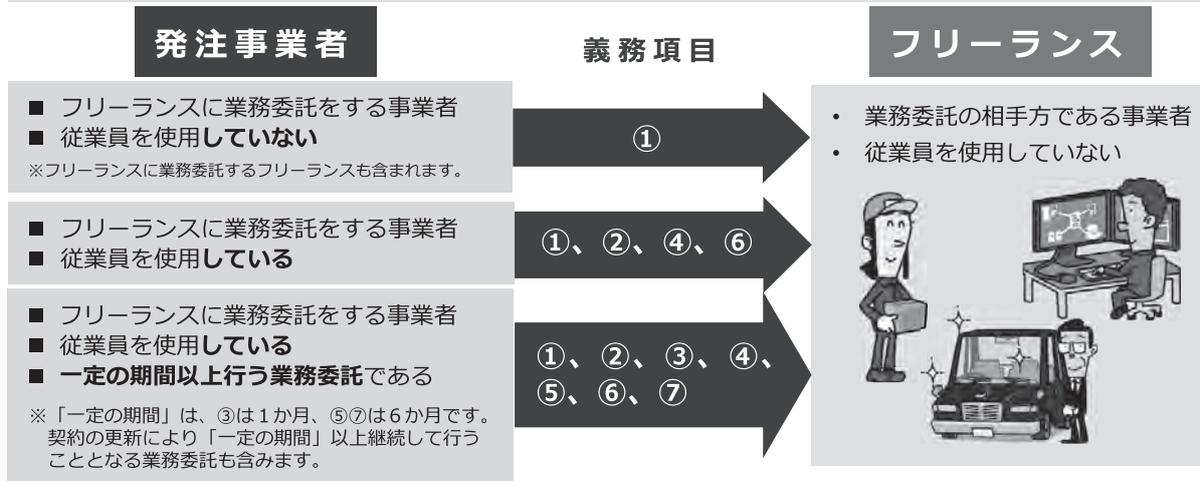
公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

中小企業庁

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

法律の内容

発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。



義務項目	具体的な内容
① 書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合、書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること 「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「給付を受領/役務提供を受ける日」「給付を受領/役務提供を受ける場所」「(検査を行う場合)検査完了日」「(現金以外の方法で支払う場合)報酬の支払方法に関する必要事項」
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③ 禁止行為	フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはならないこと ●受領拒否 ●報酬の減額 ●返品 ●買ったとき ●購入・利用強制 ●不当な経済上の利益の提供要請 ●不当な給付内容の変更・やり直し
④ 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	6か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと (例) ・「子の急病により予定していた作業時間の確保が難しくなったため、納期を短期間繰り下げたい」との申出に対し、納期を変更すること ・「介護のために特定の曜日についてはオンラインで就業したい」との申出に対し、一部業務をオンラインに切り替えられるよう調整すること など ※やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、配慮を行うことができない理由について説明することが必要。
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関し、次の措置を講じること ①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 など
⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示	6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、 ・原則として30日前までに予告しなければならないこと ・予告の日から解除日までにフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと

● 発注事業者の義務の具体的な内容などは、政省令・告示などで定めております。詳細な法律等の内容や最新の情報については、関係省庁のホームページをご覧ください。

● 項目①～③については、公正取引委員会・中小企業庁、
項目④～⑦については、厚生労働省（都道府県労働局）
までお問合せください。



内閣官房



公正取引委員会



中小企業庁



厚生労働省

令和6年6月改訂 リーフレットNo.13

衣浦東部保健所コーナー

今月のテーマ「栄養・食生活」

働く世代が“自然に健康になれる”食の環境づくり

○働く世代の皆様は、仕事やプライベートで忙しく、朝食は時間が無くて食べない、昼食は手軽に食べられる麺や丼だけ、夕食は夜遅い時間に食べるという方も多いのではないのでしょうか。

昨今、従業員の健康管理を強化することで、企業の生産性を高めていこうとする「健康経営」の考え方が広く知られるようになってきました。先進事例を参考に、食生活の改善に向けた取組みを実践していくことが期待されます。

食生活の改善に向けた企業が行う健康経営の取り組み例

- ・カロリーオフや無糖飲料を自販機のラインナップに加える
- ・健康に配慮したお惣菜の販売
- ・毎月1日を家族の日、健康の日として、野菜ジュースと健康コラムを配布
- ・環境整備の一環で無農薬米作り、社員総出でさつま芋づくり

(出典) 事業所の特性に合わせて取り組む健康経営「ヒント集」(愛知県健康対策課健康づくりグループ)



○健康づくりの推進においては、健康への関心が低い人や、関心があっても取組めない人なども含め、誰もが「自然に健康になれる環境づくり」が求められます。効果的に環境づくりを進めるために、「ナッジ*」の考え方が参考になります。(*ナッジ 個人の選択の自由を制限することなく、小さな介入によって行動を良い方向へ誘導する手法)

例えば、野菜料理を購入してもらうため、手に取りやすい場所に配置し(Easy)、おいしそうなお品名をつけて(Attractive)、社内運動として推進し(Social)、健康診断に合わせて周知する(Timely)という具合に展開することで、個人の行動変容を後押しすることができます。

○バランスの良い食事の基本は、「主食・主菜・副菜を揃えて食べること」です。自分では料理をしない方も、コンビニなどで1人分の副菜やカット野菜を手軽に購入できます。「一日の1/2の野菜がとれる」「食材〇品目以上使用」などの商品を選ぶのも便利です。



愛知県では、「食の健康チャレンジプロジェクト」を実施し、肥満者の減少や野菜摂取量の増加等に向けた県民の食生活改善を支援しています。

○クックパッド「あいち健康チャレンジ」・・・野菜レシピの御紹介

○食育推進協力店登録事業・・・メニューの栄養成分表示や健康情報を提供する飲食店、社員食堂等を登録

食の健康チャレンジプロジェクト



【連絡先】愛知県衣浦東部保健所 健康支援課地域保健グループ

住所 刈谷市大手町1丁目12番地 電話 0566-21-9338 (直通)

社会保険労務士が答える
企業の労務管理

吉山嘉久



定年後継続雇用者に
関連する諸条件改正

令和3年4月より改正
高年齢者雇用安定法がス
タートし、65〜70歳の就
業確保措置が努力義務と
なった。この状況に相まっ
て、年金・雇用保険の関
連諸制度の改正が行われ
ており、今回ここで一部
をご紹介しますこととし
た

い。
なお、改正内容は大枠
的に述べているので、各
制度運用の細かな内容・
条件は該当パンフまたは
関連窓口に確認頂きたい。
1、在職老齢年金支給
停止基準額の変更
老齢年金は、在職中は
給与額に応じて減額され
る。
現行では、「年金と収入
を合わせた額が50万円以

下」であれば減額なし、「年
金と収入を合わせた額が
50万円超であればその超
える額」の半分が減額さ
れる仕組みとなっており、
令和4年4月以降、段階
的に支給停止基準額が引
き上げられている。

60〜65歳の老齢年金受
給在職者は、給与が高け
ればそれだけ年金が減額
されるイメージであった
が、労働対価アップに伴
い給与が増加しても（年
金と収入を合わせた額が
50万円以下であれば）年
金減額がなく収入増に変
わっていくことになる。

2、高年齢継続雇用給
付の段階的縮小
定年後給与が定年前よ
り75%以下に減額された

場合、おおむね75%まで
の差を雇用保険から給付
されるのが高年齢継続雇
用給付だ。この給付は、
60%以下の減額の場合、
給付額は15%相当で固定
される。これが、令和7
年4月1日より、65%以
下の減額は10%相当で固

（95%以上）した場合、そ
の減少額に対応して助成
金を支給する制度が令和
3年4月に新設されてい
る。

助成金額は、令和6年
度で2/3（中小企業以
外1/2）。

※注：問合せ先…あいち
雇用助成室 ☎

052-688
-5758

以上の改正
は、それぞれ定
年後継続雇用者
の処遇改善にリ
ンクしたものと
思料される。

いずれにして
も、労働力不足
が継続し、若者
代替が困難と
なる中で高齢者活用は不
可欠であり、それがため、
その活用諸施策の展開が
急務となってきた背景が
ある。

例えば現在50歳の基幹
社員も、70歳まであと20
年間の勤務となる。その
間、AI等による自動化

が進む中で現在の業務が
継続できるか、やる気を
損なわず他業務へのシフ
トができるか、これが切
実な課題となる。従って、
今後数十年あとに各社員
に期待する業務を想定し、
今からそのスキルを身に
つけさせる組織的取組み
（リスキリング）が急がれ
る。更に、そのバックアッ
プとして、当該社員にそ
の取組みの重要さを自覚
させ、「70歳までの雇用
確保」に安住してモラル
ダウンをきたすことにブ
レーキをかけなければな
らない。

まずは、定年退職継続
雇用者に福祉的雇用イ
メージを払拭し、そのス
キルを十二分に引き出す
雇用条件等の逐次改善に
取り組むことが喫緊の課題
ではないだろうか。

（吉山社会保険労務士事
務所所長・ホワイト企業
推進社会保険労務士協議
会会員）

イラスト・伊藤香澄



会員だより

知立支部

《会社概要》

企業名：株式会社日高堂
代表者：代表取締役 関根 章由
所在地：知立市山町東並木北 22-1
資本金：1,000 万円
電 話：0566-81-0392
F A X：0566-82-7384
従業員：16 名
取引先：官公庁、学校、地元企業約 600 社



《会社紹介》

当社は、昭和 36 年に文房具雑貨の小売店として愛知県知立の地で創業致しました。そこから年月を重ね、文具・OA 機器販売をはじめ様々な事業への取り組みを通じて地域と共に成長を続けて参りました。これもひとえに沢山の皆様のご支援と、多くの方々からの御指導の賜と強く感謝しております。今後も、弊社が培ってきた知識・情報・ネットワークを最大限活用し、地域社会に貢献、お役立ちができるよう今まで以上に努力し、安心感・信頼感を感じて頂けるよう邁進して参りますので、これからも一層のご指導とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

わたしたちは こんな会社です

 最短即日納品	 その人のために	 ワンストップ	 困り事に全力
時間はコストです。1分でも1秒でも早くお届けし、オフィスの時間のムダを省きます。	オフィスの受付に納品して終わりではなく、ご担当者さまのデスクまでお届けします。	様々なメーカーの比較をこちらで行い提案ができるので、窓口が一本化できます。	どんな困り事やご相談にも、全力で取り組むことをお約束します。

◆文房具・えんぴつ1本から「最短当日」お届け！

☞ 中小企業様にとって時間はコストです。1分でも1秒でも早くお届けし、時間のムダを省きます。

◆オフィス機器・しっかり比較し「最善」を選ぶお手伝い！

☞ 安くないものだからこそメリットデメリットをお伝えし、最適解が出るまで寄り添います。

◆オフィス家具・家具から内装までオフィスの空間を「進化」させます！

☞ 働きやすいオフィス、効率良いオフィスになるようオフィスのリフォームをご提案いたします。

◆保守サポート・各商品やサービスに応じて保守期間やサポートをご用意！

☞ 日高堂では、安心して長くお使いいただけるよう、アフターフォローにも力を入れています。

お知らせ

労務管理講習会開催のお知らせ

1. 日時 2025年2月7日(金) 13:30~16:00 (予定)
2. 場所 あいち産業科学技術総合センター 技術開発交流センター 交流ホール
(刈谷市恩田町 1-157-1 電話: 0566-45-5981)
3. 次第
 - 1) 挨拶 (一社)刈谷労働基準協会 労務・教育部会長 神谷 弘恵
刈谷労働基準監督署 署長 佐野 晃
 - 2) 説明 ・「適切な労務管理のポイントについて」
刈谷労働基準監督署 第一方面主任監督官 三戸部 孝敏
・「中小企業におけるメンタルヘルス不調者対応と職場復帰支援」
愛知産業保健総合支援センター
メンタルヘルス対策・治療と仕事の両立支援促進員
社会保険労務士 中瀬 高子
4. 会費 無料

※詳細につきましては、同封の案内をご覧ください。



企業の労働 110 番 !

労働のトラブル・ご相談・ご質問は迷わず 052-961-7110 までお電話を

労働問題なら

- 何でも 民事問題を含めた幅広いご相談が可能です
- 何時でも 月~金 8:30 ~ 17:30 (祝日等は除く)
- 何度でも労働基準協会会員企業さんは解決まで何度でも。
未入会企業さんも初回ご来局に限り無料でご相談が可能です
- 企業の立場で秘密厳守で企業防衛・繁栄のための対策を
アドバイス。労働者の立場でのご相談はできません
- 社会保険労務士等専門家が他 行政 OB・産業カウンセラー
等企業の支援活動を行う労働の専門家です



2024 年度

刈谷労働基準協会主催講習会

講習名	日程	会場	会費	
			会員	非会員
技能講習	有機溶剤作業主任者	3月27・28日	あいち産業科学技術総合センター 12,980円	
	特化物・四アルキル鉛等作業主任者	3月18・19日	あいち産業科学技術総合センター 12,980円	
特別教育	プレス機械の金型等の調整 (学)3月11日 (実)3月18日	(学)あいち産業科学技術総合センター (実)豊田自動織機ラーニングセンター	13,750円	17,050円
	低圧電気 (実技7H含む)	刈谷商工会議所	17,050円	20,350円
	産業用ロボット (学)3月6・7日 (実)3月19 or 20日	(学)あいち産業科学技術総合センター (実)豊田自動織機ラーニングセンター	34,980円	38,280円
その他	化学物質管理者 (取扱事業所)	3月28日	あいち産業科学技術総合センター	14,520円 17,820円
	安全衛生推進者	3月17・18日	あいち産業科学技術総合センター	16,830円
他	職長教育(製造業)	3月3・4日	あいち産業科学技術総合センター	12,980円 16,280円

※会費にはテキスト代、消費税を含みます。
<https://www.kariya-rouki.or.jp>

2025 年度

講習名	日程	会場	会費	
			会員	非会員
技能講習	31Hフォークリフト (学)4月4日 (実)4月5・6・12日	(学)あいち産業科学技術総合センター (実)豊田自動織機高浜工場	32,450円	
	プレス機械作業主任者	あいち産業科学技術総合センター	13,090円	
	有機溶剤作業主任者	あいち産業科学技術総合センター	12,980円	
	特化物・四アルキル鉛等作業主任者	あいち産業科学技術総合センター	12,980円	
	石綿作業主任者	あいち産業科学技術総合センター	13,321円	
特別教育	低圧電気 (実技7H含む)	刈谷商工会議所	17,050円	20,350円
その他	建築物石綿含有建材調査者	あいち産業科学技術総合センター	44,000円	49,181円
	雇入時(新入者)	あいち産業科学技術総合センター	7,568円	10,868円
	安全管理者選任時	あいち産業科学技術総合センター	18,150円	21,450円
	職長教育(製造業)	あいち産業科学技術総合センター	12,980円	16,280円
	保護具着用管理責任者	あいち産業科学技術総合センター	17,050円	20,350円

※会費にはテキスト代、消費税を含みます。
<https://www.kariya-rouki.or.jp>

刈谷労働基準協会主催講習会（労務・労働問題関連）

種別	講習会名	QRコード	1月	2月	3月	会費(単位:円)		会場
						会員	非会員	
総合 労働 講座 法令	1. 労働実務基礎講習（半日）		9	4	11	無 料		名北労働基準協会他
	2. 労働実務総合研修（1日）			13		10,000	13,330	名北労働基準協会
	3. 労働実務専門講座（4日間）		15 29	12 26		全日 36,700	全日 44,500	
	4. 建設業雇用管理者研修（1日）					無 料		名北労働基準協会他
セ ミ ナ ー 労働 問題	1. 労働問題総合対策セミナー					無 料		岡谷鋼機名古屋公会堂
	2. 労働トラブル防止総合講座			21		6,900	9,130	名北労働基準協会
安 全 衛 生	1. 携帯丸のこ等取扱作業従事者教育			7		7,300	8,900	名古屋市工業研究所
	2. 振動工具取扱作業安全衛生教育							
	3. 騒音障害防止対策管理者労働衛生教育					8,690	11,990	あいち産業科学技術センター
	4. 名古屋・尾張労働災害防止大会				3	無料(資料1000円)		ウインクあいち
社 員 教 育	1. 管理能力向上研修				5	6,000	7,000	名北労働基準協会
	2. メンタルヘルスマネジメント研修				4			
	3. 人事考課者研修		16					
	4. ハラスメント防止研修		30	18				
	5. ハラスメント相談担当者研修			18				
	6. 採用担当者研修							

(県下各協会合同開催)

中災防主催講習会

(刈谷労働基準協会会員は会員価格で受講できます)

講習名	日程	会場	会費	
			会員	非会員
危険予知訓練(KYT)1日研修会	3月17日	あいち産業科学技術総合センター	16,830円	18,700円

愛知労働基準協会主催講習会

講習会等	開催月日		学科会場	実技会場	受講料	
	学 科 (日)	実 技 (日)				
技 能 講 習	ガ ス 溶 接	2月14日	2月18日	ポ ー ラ ビ ル	愛 知 製 鋼	13,780円
	乾 燥 設 備	2月27・28日		ポ ー ラ ビ ル		13,450円
	鉛	2月11・12日		ポ ー ラ ビ ル		13,170円
	ショベルローダー等運転	2月17日	2月18・19・20・21日 or 2月25・26・27・28日	豊 和 工 業	ポリテクセンター 名 古 屋 港	53,370円
そ の 他	局所排気装置自主検査者	2月4・5日	2月6日	昭 和 電 機	昭 和 電 機	会員 58,500円 非会員 63,000円
	マスクフィットテスト	2月7日		名 古 屋 市 公 会 堂		会員 21,880円 非会員 26,080円

謹賀新年

ずっと広がる未来のために
なぜ
Why?
JTEKT が必要なのか。

その先にある **シェアワセ** を創り出すために。
地球・世の中・お客様に貢献する会社だから。

JTEKT



株式会社ジェイテクト

あらゆる人に
移動革新を
Mobility Well-being



DENSO
Crafting the Core



アイシンは、挑む。
“移動”に感動を、未来に笑顔を。

AISIN
We Touch the Future

世界のくらしに笑顔届けたい

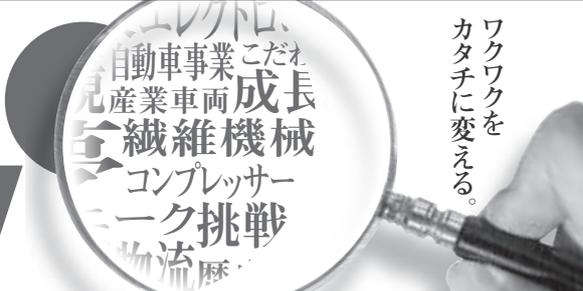
人々のくらしに寄り添い、
お客様に愛されるクルマづくりへ挑戦してまいります。



トヨタ車体
TOYOTA AUTO BODY



豊田自動織機
www.toyota-shokki.co.jp



自動車事業
産業車両
繊維機械
コンプレッサー
物流

ワクワクを
カタチに変える。

謹 賀 新 年



その居心地の良い空間は、トヨタ紡織のある空間です。

QUALITY OF TIME AND SPACE すべてのモビリティへ“上質な時空間”を提供

 トヨタ紡織



人と電気を未来へつなぐ。
高浜電工株式会社

〒444-1321 愛知県高浜市稗田町一丁目7-8
TEL : 0566-53-1490 Fax : 0566-52-6777
HP : <https://takahamadenko.com/>

楽しさの創造

 **スギ製菓株式会社**

〒447-0857 碧南市大浜上町 3-85-1
TEL : 0566-45-2020 FAX : 0566-45-2021
<https://www.sugiseika.co.jp>

シェルモールド



空間の追求
クロタ精工株式会社

代表取締役 鈴木 泰博



本社工場 〒447-0887 愛知県碧南市汐田町1丁目26番地
TEL 0566-41-3420 FAX 0566-48-4400
安城工場 〒444-1213 愛知県安城市東端町用地139番地
TEL 0566-92-2088 FAX 0566-92-2081
<https://www.kurotaseiko.co.jp>



寿金属工業株式会社

顧客ニーズにお応えするアルミ合金製鋳物を
試作から、鋳造、後処理、評価まで一貫生産
〒445-0892
西尾市法光寺町北山1番地
TEL 0563-56-3551



株式会社豊田自動織機グループ
株式会社 サンバレー

職場の防災・備蓄品のご用命は下記までお問い合わせください
〒448-0844 刈谷市広小路4丁目15番地 SKmビル3F
TEL : 0566-25-2258
E-mail: sv_bousai@sunvalley-e.co.jp

 **サンエイ株式会社**



作業環境(粉じん、有機溶剤、溶接ヒューム 他)の測定
熱中症対策なら、ぜひ当社にお任せ下さい!

[環境事業部] 〒448-0004 刈谷市泉田町西沖ノ河原1
TEL 0566-22-2114 担当:安藤淳也

謹 賀 新 年

「人」と「技術」のインテグレーション

アスカ株式会社

自動車部品事業【自動車部品のプレス加工・溶接組立】
配電盤事業【分電盤・制御盤・盤用キャビネット】
ロボットシステム事業【産業用ロボット・自動化システム・制御装置】

社会に愛される企業づくり！！

シマツビーエム株式会社

刈谷市神明町4-702

TEL : 0566-25-2212

FAX : 0566-27-5800

「こころ」を「かたち」に 匠藤グループ

(株)近藤組
近藤工業(株)
(株)プラスワン
新日産業(株)
エナジーK(株) www.kondo.jp



より良い
コミュニケーションのために
新しい価値を創造する

印刷、情報システム、アウトソーシングで
お客様の業務課題の解決に取り組んでいます

<https://k-cr.jp/>

小林クリエイト株式会社 愛知県刈谷市小垣江町北高根115番地

工場設備のトータルプランナー企業

HIC 豊安工業株式会社

472-0042 愛知県知立市内幸町加藤40
TEL 0566-81-0885 FAX 0566-82-0321

<https://www.e-houan.co.jp/>

工場メンテナンスのエキスパート

中一建設工業株式会社

本社 愛知県知立市内幸町加藤75番地 〒472-0042
TEL <0566> 82-7111 (代) FAX <0566> 81-1132
URL: <https://nakaichi-re.co.jp/>

Nakagawa Mold & Design, Inc.

中川工業株式会社

いろんな型
ぶつてします

1. 精密铸造用の木型
樹脂型、金型・部品の設計・開発及び製造
2. スタンピング型及び簡易プレス型の
設計・開発及び製造
3. スタンピング型及び簡易プレス型による
樹脂、金属プレス成形品の製造
4. 铸造用砂型・部品の設計・開発及び製造
5. 検査治具の設計・開発及び製造

ISO9001:2008 認証取得 <https://www.nakagawa-kk.co.jp/>



みんなでつくる「脱炭素社会」
※排ガスゼロ・燃料ゼロ・始動の手間ゼロ & 低騒音
※工具使用時

〒446-8502 愛知県安城市住吉町3-11-8
TEL.0566-98-1711(代表) FAX.0566-98-6642

株式会社 マキタ

さらなる高品質、
グローバル企業へ



自動車用ホイールとLPGガンの専門メーカー

CMW 中央精機株式会社



安 全 緑 十 字

年
 月

		1	2	3		
		4	5	6		
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
		28	29	30		
		31				

無災害 緑
 不休災害 黄
 休業災害 赤

労働安全衛生保護具

環境測定機器販売

⊕ シマツ株式会社

TEL 0566

24-1050



あなたの職場、
大丈夫ですか？

床の安全対策は、

HAYAJIN-グリップ
0566-36-5527
早川建設(株)防滑事業部




MetLife
メットライフ生命

いい明日へ、ともに進んでゆく。

メットライフ生命保険株式会社
名古屋五城エージェンシーオフィス
〒460-0008
愛知県名古屋市中区栄 3-8-8 名古屋平和ビル 5F
TEL 052-269-7611 FAX 052-241-7470

EB推進グループ 東海地区プロジェクトリーダー
刈谷労働基準協会専任担当

清水 寛樹



®

Trend Co.,Ltd.
www.trendco.biz



お問い合わせはこちらから

就職支援活動を通して
全ての人が持っている能力と可能性を発掘し
夢のある未来を創出する

外国人雇用コンサルティング
外国人労働者・技術者派遣事業
特定技能外国人紹介・支援事業

株式会社トレンド 

〒448-0807 愛知県刈谷市東刈谷町3丁目12番地7
Tel: 0566-22-1177 Fax: 0566-70-8011

ミドリ安全の防災セット

□ 初動対応

□ 避難生活対応

□ 保管場所



【手軽】で【省スペース】なミドリ安全の防災セット
で災害発生後、**【3日間】**を生き抜く準備をサポート

M **ミドリ安全株式会社**
刈谷支店 / 愛知県知立市牛田 1-59 〒472-0003
電話 / 0566-82-1161 FAX / 0566-82-1163

ミドリ安全の防災対策サイト
suv.midori-sh.jp



明るい職場はまず健康診断から

- ◎労働安全衛生法による 健康診断（巡回）
 - ☆定期健診・特殊健診（じん肺・有機溶剤・鉛・特定化学物質等）
- ◎成人病健康診断（巡回）
 - ☆胃部レントゲン・血液検査・心電図・腹部超音波（エコー）検査
・腫瘍マーカー検査・眼底検査等
- ◎作業環境測定
 - ☆粉じん・鉛・有機溶剤・特定化学物質等
- ◎人間ドック
 - ☆東海診療所（名古屋三井ビルディング新館3階）

お申し込みは、書面（またはハガキ）並びに電話（またはファックス）のいずれでも、ご連絡をお願い申し上げます。

労働基準協会指定
健康診断機関等名簿登載（1-13-03）・作業環境測定機関等名簿登載（23-44）
一般財団法人 **全日本労働福祉協会 東海支部**

〒457-0832 名古屋市南区浜中町1-5-1 ☎ 052-602-4747
FAX 052-602-6821

《定期刊行誌》

●単行本

労基法運用の実務広報誌

労働基準広報

B5判/月3回発行/年間購読会員 ¥67,320(税込)

管理・監督者のための実践情報誌

先見労務管理

B5判/月2回発行/年間購読会員 ¥67,320(税込)

労働安全衛生の専門情報誌

労働安全衛生広報

B5判/月2回発行/年間購読会員 ¥67,320(税込)

雇用管理者必携

建設労務安全

B5判/月刊/年間購読会員 ¥31,680(税込)

年度版 安衛法便覧

労働調査会出版局 編

最新の労働安全衛生法と関連政省令、告示等に加え、新たに発出された主な行政指導通達を収録しています。

B6判/3分冊/約6,800頁/19,800円(税込)

購読会員への特典

- 定期付録の発行
- 労務相談室の無料利用
- 労務関係資料の無料提供
- 社内研修等への講師の派遣

印編 一発
刷集 般社行
所人 団法所

(株)刈谷市幸町二丁目二
刈谷市高松町一丁目二九
刈谷労働基準協会 〒四四八-〇八五三
（電話）〇五六六-二二一六三三七
博 定価一五〇円

定期刊行誌 見本誌(無料)
送付ご希望の方は、
ご連絡お願いいたします。

(株)労働調査会 中部支社

〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-16-22 丸の内エイチエビル2F
TEL 052(211)2073